

裏面白紙

112

は資第二五四号

昭和二十三年六月十三日

總理廳官房監查課長

總理廳官房監查課長文

殿

旧正規陸海軍將校及び憲兵等の
取扱いに関する件

今般標記の件に関し別紙の通り通牒が發せられたから御了知の上然
るべく措置相成りたい。

693
総務第二五四号

昭和二十三年六月十二日

内閣總理大臣

軍事機密の者及多有大
き升格不従異、請ね給哉
此考へては、各所行ひ
ある事多有事御一見り

旧正規陸海軍將校及び憲兵等の
取扱いに關する件

標記の件に關し、今般連合國軍最高司令部より爾今左記により取扱う
よう指示があつたから、取急ぎ措置せられたい。

記

一、昭和二十二年閣令内務省令第一号別表第一の二の2乃至5に掲げら
れた基準に該当する者並びに憲兵は、官吏、官吏同格者、待遇官吏

地方公共團體の吏員及び昭和二十三年政令第五十六号に基く臨事職
員並びに同令に準ずる命令等により設置された臨時職員へ国会職員
にあつては之等の職に相当する職一は勿論、雇員、傭人等名称及び
身分の如何を問わず、すべてこれらの職に新たに就任し、又はその
職に當ることを認めないこと。

二、現に貴省へ廳)及び關係部内へ所管公園を含む一管轄市区町村等に
前掲の職員が在職している向は直ちに一による措置を完了し、右措
置の完了後速かに
(イ)別紙様式(イ)による解職者員数報告及び(ロ)別紙様式(イ)による解職者
名簿を作成し遅滞なく報告せられたい。

旧陸海軍正規將校役兵等解職者員數報告
月 日 省廳名

職種	大將	中將	少將	階級	少佐	中佐	大尉	中尉	少尉	計

別紙様式(一)

記載上の注意
陸、海軍、憲兵の區別は該當欄の該當員數末尾に▲、△
又は■と記すこと

階級	氏名	職名	月日	省(廳)名	解職年月日

別紙様式(一)

◎記載上の注意
氏名は A . B . C 順に排列すること

List for former regular Army-Navy

Officers and M.P.(dis missed)

as of May 11, 1948.

name of Ministries(Board)

Former Rank	Name of Person	Name of Position & service	Remark

Notice on description

Name of person be dispose by order of A. B. C.